

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省6(Ⅱ－2－1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること(施策目標Ⅱ－2－1) 基本目標Ⅱ：安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標3：麻薬・覚醒剤等の乱用を防止すること		担当 部局名	医薬局 大臣官房地方課	作成責任者名	監視指導・麻薬対策課長 小園 英俊 地方厚生局管理室長 菊池 育也
施策の概要	本施策は、次の施策を柱に実施している。 ・麻薬・覚醒剤等の不正流通の遮断を推進するとともに、医療用麻薬等の適正な流通を確保する。 ・麻薬・覚醒剤等の乱用防止を推進する。 ・いわゆる危険ドラッグの取締り及び乱用拡大の防止のための広報・啓発活動を推進する。 ・全国規模で捜査情報の共有・分析を可能にするシステムを構築・運用すること等により、麻薬取締部の捜査態勢を強化する。 ・若年層の大麻乱用が拡大を続ける状況等を踏まえ、インターネットサイト内での行動分析に基づく乱用防止広告を実施し、薬物乱用防止啓発の充実を図る。					
	【総合的な薬物対策の推進について】 ・厚生労働省では、平成30年8月に薬物乱用対策推進会議が策定した「第五次薬物乱用防止五か年戦略」に基づく、政府を挙げた総合的な薬物乱用対策を推進してきたところである。 ・令和5年8月に第五次薬物乱用防止五か年戦略のフォローアップと併せて、新たに「第六次薬物乱用防止五か年戦略」を策定した。同戦略は、第五次薬物乱用防止五か年戦略の目標を引き継ぐとともに、(1)大麻乱用期への総合的な対策の強化、(2)再乱用防止対策における関係機関の連携した”息の長い支援”の強化、(3)サイバー空間を利用した薬物密売の取締りの強化、(4)国際的な人の往来増加への対応強化、(5)薬物乱用政策についての国際社会との連携・協力強化と積極的な発信」を強化点としているものである。 (参考)「第六次薬物乱用防止五か年戦略」に基づく厚生労働省の取組 ・ 未規制物質等の迅速な指定の推進 ・ 再乱用防止に従事する職員向けの教材等の作成や研修の充実 等					
	【危険ドラッグ対策の推進について】 ・危険ドラッグについては、平成26年7月に薬物乱用対策推進会議で決定した「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」に始まり、平成30年8月の「第五次薬物乱用防止五か年戦略」、令和5年8月の「第六次薬物乱用防止五か年戦略」に基づく対策を推進してきたところである。 ・平成27年7月までには危険ドラッグ店舗を全て廃業に追い込んだものの、近年、危険ドラッグ店舗の再出現や相次ぐ健康被害等、危険ドラッグ乱用に再燃の兆しがあり、令和5年9月、関係省庁と「危険ドラッグ対策会議」を開催し、危険ドラッグによる健康被害の情報収集や取締り体制の強化について確認を行った。 ・また、販売店舗に対し一斉立入検査を実施して、指定薬物の疑いのある物品に対して検査命令・販売等停止命令、さらに広域的な流通な禁止をするのみならず、包括指定も含む含有する成分の迅速な指定薬物への指定を行い、危険ドラッグ乱用根絶に向けた徹底した取組を実施している。					
施策を取り巻く現状	【広報・啓発活動について】 ・薬物乱用防止対策は、社会が薬物を受け入れない環境をつくることが非常に重要であることから、地域における啓発として、「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動」などの国民的啓発運動を展開し、薬物の危険性・有害性に関する正しい知識を周知徹底するとともに、近年若年層における薬物乱用が問題となっていることから、青少年や保護者等に向けて、薬物乱用防止普及啓発読本等の啓発資材を作成し、配布している。 ・また、薬物乱用防止啓発訪問事業として、要請のあった教育機関等に講師を派遣して、専門の教材を基に効果的な普及啓発を図るとともに、Facebook等を活用して情報を発信している。 ・さらに、令和3年度より、若年層のうち大麻に関心の高い者をハイリスク層と定義し、それらをターゲットとしたインターネット上での行動に応じたデジタル広報を実施している。 ・危険ドラッグ対策に係る国民への啓発については、平成25年に「あやしいヤクブツ連絡ネット(https://www.yakubutsu.mhlw.go.jp)」を開設し、国民が一元的に危険ドラッグを含む指定薬物などの危険性等に関する情報にアクセスできる環境整備を行った。					
	令和5年中の薬物事犯の検挙人員は、前年より増加した。覚醒剤事犯の検挙人員は8年連続で減少し、5年連続で1万人を下回るものの、覚醒剤事犯は全薬物事犯の検挙人員の約4割を占めている。大麻事犯の検挙人員については、過去最多であった令和3年を大幅に更新し増加傾向に歯止めがかからない状況にある。特に、30歳未満の大麻事犯の検挙人員は、大麻事犯の7割以上となり、若年層による大麻乱用が拡大している。 また、覚醒剤の再犯者率は、令和2年は68.6%で過去最多となり、令和3年は66.9%と若干減少、令和4年は67.7%と再び増加、令和5年は66.0%(速報値)と若干減少しているものの引き続き高水準の状態が続いている。					
施策実現のための課題	令和5年中の危険ドラッグ事犯検挙人員は、444人(確定値)となり、令和4年(312人)の約1.4倍と急増した。また、少年の検挙人員も増加しており、若年層への拡大を見せている。 平成27年7月に危険ドラッグ店舗をすべて廃業に追い込んだが、令和5年、新たに危険ドラッグ販売店舗の存在が全国各地で約300店舗確認され、今後は、「第六次薬物乱用防止五か年戦略」に基づき、より一層危険ドラッグ対策を推進していく必要がある。					
	1	・検挙人員は全体として減少しているが、依然薬物乱用の根絶には至っていない。要因の1つとして、薬物乱用の危険性・有害性に関する正しい知識が十分に普及していないことが考えられる。 ・覚醒剤の再犯者率は高水準の状態が続いており、再乱用の防止が課題である。 ・大麻の検挙人員のうち、30歳未満が占める割合が増加しているため、若年層への啓発活動も課題の一つである。				
各課題に対応した達成目標	2	・令和5年、新たに危険ドラッグ販売店舗の存在が全国各地で複数確認されており、新たな危険ドラッグの流通の遮断が必要である。 ・危険ドラッグの検挙人員の増加の一因として、危険ドラッグの危険性・有害性に関する正しい知識が十分に普及していないことが考えられる。				
	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由			
	目標1 (課題1)	薬物乱用の根絶を図るため、総合的な対策を推進するとともに、薬物乱用防止に係る普及啓発や薬物の再乱用を防止するための取組みを進める。	新たな乱用薬物の蔓延を防ぐためには、未規制薬物を指定薬物や麻薬に指定するとともに、社会が薬物を受け入れない環境をつくることが非常に重要であり、薬物の有害性・違法性に関する正しい知識を周知する必要があるため。また、薬物依存症者やその家族への支援を行うことで、薬物の再乱用を防止する必要がある。			
	目標2 (課題2)	危険ドラッグの流通・乱用を防ぐため、新たに発見された乱用薬物を指定薬物に指定するほか、健康被害や乱用を防ぐための正しい情報の広報・啓発を推進する。	新たな危険ドラッグの蔓延を防ぐためには、未規制薬物を指定薬物に指定するとともに、国民への啓発が必要であるため。			

(4)	麻薬・覚醒剤等対策費 (昭和38年度)	144百万円	117百万円	180百万円	1,2,3,4,5	1. 地方厚生局麻薬取締部及び都道府県における麻薬取締行政職員に対する研修 麻薬取締職員・関係機関職員が参加する研修・会議を開催し、麻薬取締職員の知識・技術の向上や関係機関との情報交換・相互強化強化を図ることは、薬物事犯に対する徹底した取締りを実施する上で有効である。 2. 野生大麻・けしの除去 不正大麻・けし撲滅運動用パンフレット及び通報を促すポスターを配布し、不正栽培及び自生している大麻やけしの発見・通報を通じた抜去を推進することは、大麻等の不正流通防止を図る上で有効である。 3. 国民運動として開催する麻薬・覚醒剤乱用防止運動の地区大会開催 薬物乱用防止に関する啓発活動を通じ、薬物乱用の危険性・有害性に対する正しい知識を普及することで、国民ひとりひとりの認識を高めることにより麻薬・覚醒剤等に手をださない意識を改めて醸成させることができるため。 4. 再乱用防止対策講習会の開催等 再乱用防止対策に関する会議・講習会等を実施し、薬物中毒・依存に対する正しい知識と理解の普及、社会復帰支援に携わる関係機関の連携強化を推進することは、薬物依存者等を円滑に社会復帰させ、乱用者を減少させる上で有効である。 5. 「再乱用防止指導員」の設置 保護観察の付かない執行猶予判決を受けた乱用者及び起訴猶予見込みの者に対して、乱用防止プログラムの実施や医療機関等への引継ぎを行い、再乱用の防止を図る。	002383
(5)	向精神薬対策費 (昭和48年度、平成元年度、平成2年度)	1百万円 1百万円	1百万円 0.8百万円	1百万円	-	不正取引される向精神薬の迅速かつ効果的な分析法を確立するため、向精神薬の試験法及び分析マニュアルを作成する。 向精神薬の乱用及び不正取引を防止するとともに、向精神薬の適正な管理を行うための基盤整備を図ることができる。	002385
(6)	あへん供給確保事業 (昭和60年度(注)特別会計から一般会計に変更した年度)	3百万円 2百万円	3百万円 2百万円	3百万円	-	医療上必要不可欠な医薬品の原料である「あへん」を、国内の需要・供給量を踏まえ購入し保管する。	002381
(7)	医療用麻薬適正使用推進事業 (平成19年度)	27百万円 17百万円	22百万円 16百万円	21百万円	-	医療関係者等向けに、医療用麻薬の適正使用推進のため講習会を開催等することにより、医療用麻薬について、全国的に統一した適正な使用・管理に資する。	002386
(8)	麻薬取締部監察業務の充実強化 (平成30年度)	1百万円 0.7百万円	1百万円 0.6百万円	0.7百万円	-	厚生労働省組織規則第708条に規定する麻薬取締部の所掌事務に関する監察を行い、業務の適正な遂行を図る。	002389

達成目標2について															
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
						年度ごとの実績値									
			基準年度		目標年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度					
6	薬物乱用防止啓発訪問事業の学校等への訪問回数【単位：回】 (アウトプット) 【再掲】	400回	令和2年度	400回	令和6年度	400回	400回	400回	400回	400回		薬物乱用防止啓発事業は、違法薬物の危害の周知を行うことで乱用撲滅を図ることを目的としており、成果について直接的に示すことは困難であるが、間接的な評価として、本事業における小中学校等教育機関への訪問回数で、啓発状況を一定程度計れることから、指標とした。	令和元年までの委託事業での啓発人数の実績が400回から470回程度であったため目標値を400回に設定している。なお、この水準は、委託者に達成することを要求している最低基準の回数と同じである。		
						472回	580回	662回	649回						
⑦	薬物乱用防止啓発訪問事業の啓発人数【単位：人】 (アウトカム) 【再掲】	150,000人	令和2年度	150,000人	令和6年度	150,000人	150,000人	150,000人	150,000人	150,000人		薬物乱用防止啓発事業は、違法薬物の危害の周知を行うことで乱用撲滅を図ることを目的としており、成果について直接的に示すことは困難であるが、間接的な評価として、本事業における薬物乱用防止教室を実施した際の啓発人数で、啓発状況を一定程度計れることから、指標とした。	令和元年までの委託事業での啓発人数の実績が12万人から18万人程度であったため目標値を15万人に設定している。なお、この水準は、委託者に達成することを要求している最低基準の人数と同じである。		
						68,079人	126,673人	140,851人	156,710人						
(参考指標)						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	選定理由				
8	指定薬物の新規指定数【単位：件】 (アウトプット)					17	18	18	29		・危険ドラッグの薬物乱用対策の効果を直接的に評価する指標は存在しないが、指定薬物の新規指定数は新規乱用物質の流通実態及びそれを踏まえた監視・取締り強化の取組みを一定程度反映すると考えられることから、参考指標とした。				
9	危険ドラッグ事犯の検挙人数【単位：人】 (アウトカム)					159	164	312	444		・検挙人数については、我が国における、危険ドラッグの乱用の監視・取締り強化を一定程度反映するものと考えられることから参考指標とした。				
達成手段2 (開始年度)		令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等							令和6年度行政事業レビュー事業番号		
		予算額	予算額												
		執行額	執行額												
(9)	危険ドラッグ対策費 (平成18年度)	189百万円	164百万円	150百万円	6,7,8,9	1. 危険ドラッグの分析、乱用薬物の鑑定法整備 危険ドラッグでは、新規乱用物質が次々に検出されているため、指定薬物等への新規指定、流通している危険ドラッグの成分調査、指定薬物の分析体制の整備等を実施することは、危険ドラッグの円滑かつ実効性のある監視・取締りを行う上で有効である。 2. 薬物対策国際情報収集 職員を香港に派遣し、海外の捜査機関と歩調を合わせながら連携して薬物犯罪壊滅に向けた情報収集活動を図る。							002384		
		178百万円	150百万円												
施策の予算額(千円)		令和4年度				令和5年度				令和6年度				政策評価実施予定 時期	令和7年度
		1,032,639				1,293,496				713,002,000					
施策の執行額(千円)		949,871				777,862,177									
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称						年月日			関係部分(概要・記載箇所)				
		-						-			-				